

議員提出意見書案第10号

公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成27年12月17日

教育福祉常任委員長 生田目進

須賀川市議會議長 広瀬吉彦様

## 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書

学校教育は、地域社会の多様な変化に応じながら、一人一人の子供へのきめ細やかな対応や、子供たちが主体となる豊かな学びの推進が求められている。

特に福島県では、東日本大震災及び原子力災害の発生以降、「新生ふくしま」を目指し、学校、保護者、地域、そして子供たちが復興・再生に向けまい進している。

10月26日、財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は「教職員定数のベースライン（案）」を公表し、現在の教育環境を継続させながら、9年間で教職員定数を約3万7千人減らせるとしている。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会は、教職員定数の機械的な削減ではなく、多様な教育課題及び地域のニーズに応じた、確固たる教育活動を行うために必要な教職員数を戦略的に充実・確保すべきであるとの緊急提言を行っている。

現在、公立小中学校では、授業だけでなく生活指導、進路指導等、様々な個別指導を行なうとともに、特別な支援を必要とする子供の増加及び保護者からのきめ細かな指導を求める要望等、現場の抱える課題は多様化している。

今後も子供たち一人一人に対応した教育を推進し、保護者を始めとする地域住民からのニーズに応えるためにも、教職員数の充実・確保を図ることが必要である。

このような現状から、国において、公立小中学校の教職員数の充実・確保を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 月 日

福島県須賀川市議会議長 広瀬吉彦

内閣總理大臣

文部科学大臣 宛

財務大臣